

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°503
2013・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 12・5首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決の報告……………森 孝博
国公法2事件の最高裁判決について……………三澤麻衣子
—猿払判例の実質的変更—
1人1票実現訴訟 (2012年衆院選)、全国一斉提訴……………濱嶋将周
大飯原発運転差止訴訟について……………佐藤辰弥
独断と偏見に満ちたずさんな捜査と数々の違法行為……………原田真実子
修習生部会の取り組み
2012年度第3回拡大常任委員会 (神奈川) を開催……………青法協弁学合同部会
 〈地元企画〉 神奈川支部特別報告
 決議・意見書



グリーンランド・カンゲルルススアーク

E-mail bengaku@seihokyo.jp

12・5 首都圏建設アスベスト訴訟

東京地裁判決の報告

東京 森 孝博

1 二〇一二年二月五日、東京地方裁判所（民事第四一部・始関正光裁判長）において、首都圏建設アスベスト東京訴訟（原告三〇八名（患者単位、以下同様）、被告国・メーカー四二社）の判決が言い渡されました。

この判決は、国の労働関係法規に基づく規制権限不行使の違法性を明確に認め、国に対して、原告一五八名へ総額約一〇億六三九四万円の損害賠償を支払うように命じました。いま国内で最大のアスベスト（石綿）被害をこうむっている建築現場について、その責任が国にあることを裁判所が初めて認定した点は画期的なものといえます。

具体的には、①石綿輸入量の飛躍的増加、吹付け石綿の施工量の増大、電動工具の普及などによって、昭和四〇（一九六五）年代から、建築作業従事者は、建築現場において石綿粉じん曝露の危険にさらされ続け、昭和五〇（一九七五）年代、昭和六〇（一九八五）年代、さらには平成四（一九九二）年以降であっても、その危険性はなお高かったこと、②重層下請構造のもと建築作業従事者の労働安全衛生の確保がゼネコン等によって自主的に講じられるとは期待し難かったことなど、わが国の建築現場の実態をきちんと捉えた上、「建築現場における建築作業従事者の石綿粉じん曝露を防止するためには、被告国による規制権限の行使の必要性が特に高かった」、それに対して国が講じて

きた規制措置は「石綿粉じん曝露防止のために現実的かつ効果的なものであったということができず、建築現場において生じる石綿粉じん曝露対策として不十分なものであったといわざるを得ない」と認めました。

そして、医学的知見の確立時期（石綿による肺がん・中皮腫発症の危険については一九七二年）、建築現場における石綿粉じん曝露の危険性に関する国の認識ないし認識可能性、省令改正の検討期間などを検討した上、国は、一九八一年一月時点（石綿吹付け作業については一九七四年二月時点）で、省令を改正し、①石綿建材の切断等の作業を行う労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって事業者に義務付けるとともに、②石綿建材への警告表示や建築現場での掲示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものであることを明示した上、切断等の作業を行う際には必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けるなどの規制を行うべきであったのに、「これを怠ったことは、著しく不合理であり、違法であるというほかに」と断罪しました。

2 ただ、残念ながら、この判決はいくつかの問題点も抱えています。建築産業においては、ゼネコン等が雇用管理責

などを回避するために何重にもなる下請構造（重層下請構造）を形成したため、多くの建築作業従事者が一人親方や個人事業主という形態で働くこととなり、建築現場では労働者、一人親方、個人事業主が混在して同様の建築作業に従事し、重篤なアスベスト疾患に罹患することになりました。それにもかかわらず、裁判所は一九八一年の時点で「労働者」だったのか否かという点だけで線引きをした上、建基法に基づく規制権限不行使の違法も否定し、一人親方等であった原告ら一三五名を保護対象外として切り捨てました。こうした不当な線引きを容認することはできません。

また、国とともに建築現場に深刻なアスベスト被害を生じさせたアスベスト建材製造企業の責任について、危険なアスベスト建材を製造・販売する企業として負う警告義務違反（過失）があったことを認め、「企業が、被害者である建築作業従事者に対して何ら責任を負わなくてもよいのか」という点については疑問があるといわざるを得ない」とまで判示したにもかかわらず、最終的に共同不法行為の成立を否定して被告企業を免責しました。この点も絶対に容認できません。

そのほかにも、同じ建築現場で働いてきたにもかかわらず屋外作業や間接曝露のみの原告を切り捨てた点、二〇〇四（平成一六）年まで国がアスベスト建材の製造等禁止措置を講じなかったこと

を著しく不合理とはいえないとして免責した点など、看過できない問題があります。

もともと、こうした問題点を抱えるものの、この判決は建築現場に悲惨なアスベスト被害をもたらした国の責任を厳しく断罪しており、じん肺・アスベスト被害根絶に向けたたたかいかいにおいて重要な意義をもつものです。特に二〇一二年三月一日の東日本大震災とそれに続く東京電力福島原発事故の発生を契機として、国の責任を問う訴訟において司法消極主義が台頭してきているなか、原告団・弁護士・支援団体等が一体となった法廷内外のたたかいによって国に対する勝訴判決を勝ち取ったことは大きな成果だと思えます。

3

日本ではこれまで約二〇〇〇万トンもの石綿を輸入し、そのうちの七〇パーセント以上を建材に使用してきました。そのため、現在、アスベストを原因とする肺がん・中皮腫による労災認定者数だけでも、戦後最大の職業病といわれるじん肺を超え、その過半数が建築業に集中しています。今後も建築作業従事者の中からアスベスト被害が多数発生することが予測されています。

しかも、アスベスト関連疾患は極めて予後が悪く、この裁判だけでも原告三〇八名のうち二〇〇名（約六四・九パーセント）二〇一二年二月一八

（日時点）の方が解決の日を見ることなくお亡くなりになっているという極めて異例の事態が生じています。

さらに、いまもアスベストを含む建物の解体作業や瓦礫処理などは全国各地で行われており、アスベスト曝露防止を徹底しなければ、新たなアスベスト被害者が増え続けることとなります。

こうした状況のもと、原告らの「生命あるうちの解決を」という切実な願いの実現、すべての建設アスベスト被害者の早期救済、アスベスト被害の根絶は喫緊の課題です。前記判決の問題点を克服すべく二〇一二年二月一八日、原告ら全員で東京高等裁判所に控訴しました。

今後は控訴審において判決の誤りを正すとともに、判決の積極的側面は法廷内外で最大限に活かして「建設アスベスト被害者補償基金」の実現に向けたさらなる前進を勝ち取りたいと考えていますので、今後ともご支援・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

国公法2事件の最高裁判決について

猿払判例の実質的変更



東京弁護士会 三澤麻衣子

□ 結論の分かれた判決

国家公務員が休日に政党機関紙等を配布したとして国家公務員法二〇条一項一九号、一〇二条一項、人事院規則一四一七第六項七号二三号(以下「本件規定」という)により、起訴されていた堀越氏(堀越事件)と宇治橋氏(世田谷事件)に対して、二〇二二年二月七日、最高裁第二小法廷(千葉勝美裁判長)は、ともに上告を棄却する判決を下した。

これにより、東京高裁で無罪判決を受けていた堀越氏、有罪判決を受けていた宇治橋氏は、各々高裁の刑が確定することとなり、結論が分かれた。

□ 実質的な猿払判例変更

本件二事件の最高裁に対して、弁護士団が求めたものは、一律全面的に公務員の政治活動禁止を合憲だとした一九七四年猿払最高裁判決の変更、本件規定の違憲無効、二事件の無罪である。そのため、判例変更・違憲判断を下すために必須の大法廷回付を求めている。

結果として、大法廷回付はなされず、猿払判例の変更もなく、本件規定の違憲無効が判断されないばかりか、無罪となった堀越事件についてさえ、適用違憲ではなく、構成要件解釈によっては無罪判断となった。

しかし、判決を実質的に見ると、構成要件解釈は合憲限定解釈と評価でき、かつ、形式的に本件規定の政治的行為に該当しても処罰されない場合があることを認めたのであり、明らかに猿払判決を変更したものと評価できる。

すなわち、本件最高裁判決は、本件規定で処罰される政治的行為について「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るもの」として実質的に認められるもの」に限定し、一律全面禁止という猿払判決の壁を破ったのである。

表現としても、猿払判決では「公務員の政治的中立性」を重視していたが、本件最高裁判決では「公務員の職務の遂行の政治的中立性」と、公務員そのものではなく、職務遂行との関連で実質的に判断することを求めた。

□ あてはめにおける形式判断

しかし、本件最高裁判決は、具体的事案のあてはめにおいて、職務遂行との関連を実質的に考慮したとは言えない。

最高裁判決多数意見は「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるかどうかは、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断す



判決直後の堀越氏(右)と宇治橋氏(中央)

るのが相当である」具体的には、当該公務員につき、指揮命令や指導監督等を通じて他の職員職務の遂行に一定の影響を及ぼしうる地位の有無、職務の内容や権限における裁量の有無、当該行為につき、勤務時間の内外、国ないし職場の施設の利用の有無、公務員の地位の利用の有無、公務員により組織される団体の活動としての性格の有

無、公務員による行為と直接認識され得る態様の有無、行政の中立的運営と直接相反する目的や内容の有無が考慮の対象となる」としたが、世田谷事件において「指揮命令や指導監督等を通じて他の職員職務の遂行に一定の影響を及ぼしうる地位の有無」について形式的に判断している。

すなわち、宇治橋氏の厚生労働省大臣官房の筆頭課長補佐という地位について、「指揮命令や指導監督等を通じて他の多数の職員職務の遂行に影響を及ぼすことのできる地位」とし、このような地位の宇治橋氏が「特定の政党を積極的に支援する行動を行うことについては、……部下等の職務の遂行や組織の運営にも影響を及ぼすことになりかねない」とし、それ以外の事情、すなわち勤務時間外に職務と関係なく、公務員であることを明らかにせず行った等の事情があっても、職務の遂行の政治的中立性が損なわれるおそれが実質的にあると判断したのである。

結局、宇治橋氏の地位のみについて形式的な判断を下し、結論付けているのである。しかし、宇治橋氏の勤務時間外の本件行為で、宇治橋氏の部下の職務遂行に影響を受けるなどという事態はおよそ考えられない。

本件最高裁判決は、「実質的」な判断を行うべきとしながら、宇治橋氏の行為については、極めて形式的なあてはめ判断をしているのである。

この点、須藤裁判官反対意見は、「公務員の政治的行為によってその職務の遂行の政治的中立性が損なわれるおそれが生じるのは、公務員の政治的行為と職務の遂行との間で一定の結び付き(牽連性)があるがゆえ」とし、そのような結び付きが認められない「勤務外で行われたと評価される場合、つまり、勤務時間外で、国ないし職場の施設を利用せず、公務員の地位から離れて行動しているといえるような場合で、公務員が、いわば一人、一市民として行動しているとみられるような場合」については対象外とする。そして、その理由を、そのような勤務外の政治的行為によって、「公務員組織における各公務員の自律と自制の下では、公務員の職務権限の行使ないし指揮命令や指揮監督等の職務の遂行に当たって、そのような政治的傾向を持ち込むことは通常考えられない」「持ち込もうとすることがあり得るとしても、公務員組織においてそれを受け入れるような土壤があるようにも思われない」とし、宇治橋氏の行為についても無罪の判断をしている。地位の問題ではなく、一市民としての行為で公務員組織が影響など受けないと、極めて常識的かつ実質的な観点での判断である。

□ 本判決の意義

世田谷事件の結論、それを導いた形式的判断手

法には問題が残るものの、しかし、本件最高裁判決が、猿払判例を実質的に変更し、公務員の政治活動の一律全面的禁止の呪縛を解いたことの意味は大きい。

また、堀越事件は、公安警察が、異常な尾行盗

撮を経て「作り上げた」事件である。弾圧の道具に本件規定を利用しようとした、その公安警察の目論見が断罪されたことも重要である。

さらに、堀越事件無罪については検察官出身の裁判官も含め全員一致である一方、世田谷事件有

罪には須藤裁判官の前記の実質的観点からの反対意見があるという点も見落としてはならない。表現の自由を尊重する方向に、一歩ずつ傾き始めた

一人一票実現訴訟(二〇一二年衆院選) 全国一斉提訴



あいち はまじま 濱島 まごちか 将周

1 はじめに

みなさんも憲法の基本書で一度は勉強したであろう、「議員定数不均衡」とか「票の格差」とか言われる問題である。『青年法律家』への投稿なので、「一票の格差とは？」といった基礎的事項は省略する。東京の故越山康弁護士が、一九六二年の参院選に関して提訴して以来、これまで五〇年間、衆参あわせて二〇回以上の選挙に関して争われてきた。

2 一人一票実現訴訟

この故越山グループとは別に、前回二〇〇九年の衆院選の時から、東京の升永英俊弁護士らが、「一人一票実現」訴訟と称して、提訴するようになった。この升永グループの訴訟には、いくつかの特徴がある。

① 全国規模の一大運動になっている。升永弁護士らが各地の弁護士に声をかけ、東京高裁以外でも提訴されている。私や川口創会員・坪井陽典

会員も、前回二〇〇九年の衆院選の時から、名古屋高裁訴訟の代理人となった。今回の衆院選に関しては、全国の八高裁・六高裁支部のすべてで提訴された。

② 一般的には、例えば「A選挙区の一票の価値はB区の一票の価値の『二倍』などと表現される「一票の格差」であるが、これを「A区が一票だとするとB区の一票の価値は『〇・五票』などと表現している。あなたの一票は「一票」ではない、「二人一票」は実現していないという主張である。

③ 人権論、すなわち、投票価値の平等という平等論(憲法二四条二項等)だけでなく、例えば国会の議決が議員の過半数で決められる(憲法五六条二項)なら、その議員の構成も国民の過半数から選出されていなければならないはずだという統治論も主張している。

3 最高裁の変化

最高裁がこれまで、衆議院については三倍まで、参議院については六倍までの格差を容認してきたということは、ご承知のとおりである。しかし、最高裁のこの態度は、明らかに変わってきた。

二〇〇九年の衆院選に関しては、最大格差約二・三倍を「違憲状態」と判断した。判決理由の中では、格差の発生原因のひとつであるいわゆる一人別枠方式に触れ、その廃止に言及した。

二〇一〇年の参院選に関しては、最大格差約五・〇倍を「違憲状態」と判断した。判決理由の中では、いわゆる参議院の特殊性の議論を否定するとともに、都道府県別の選挙区制度の限界に言及した。

いずれの判決も、合理的期間論によって「違憲違法」と判断することは避けたものの、最高裁は明らかに、国会に対してモノを言うようになってきている。

この最高裁の変化の原因は、一番大きくは、い

つまでたつても動かない国会に対する最高裁のいらだちによるものだろうが、升永グループによる運動の影響もあるだろうと考えている。世論の高まりとともに、各地の高裁判決の中で、ひとつふたつとこれまでの最高裁判決の枠組みを超えるものが开始出现、最高裁も自らはめた枠組みを超えやすくなったと想像する。

4 今回の提訴

二〇〇九年の衆院選の時から格差はさらに広がり、最大格差は約二・四倍、約〇・四票、半人前にも遠く及ばなくなった。

解散前に「〇増五減」案が決まったが、これは最大格差を二倍未満に抑えることを目的としたもので、〇・五票の存在を認めるものであるから、違憲状態であることに変わりないというのが、升永グループの立場である。それゆえ、今回の衆院選が仮に「〇増五減」が実施された後の選挙であっても、同様に提訴に至るはずだった。

いわんや、その実施もままの選挙であるから、当然に違憲状態の選挙である。今回こそ、明確な「違憲違法」判決を、各地高裁そして最高裁が下してくれるものと期待している。

5 やさしい

今回の提訴について、これまでにないくらい大

きく、各社が報道してくれた。また、私の事務所にも、これまでに無かった市民からの反応—今回の選挙を無効にしたいが、何か協力できることはないか—があった。自民党大勝の結果を受けての危機感によるものだろう。

一人一票実現訴訟の目的は、「一人一票の実現に尽きる。したがって、改憲勢力側が勝とうが護憲勢力側が勝とうが提訴されるべきものであるし、実際、今回の提訴も、選挙結果を受けてのもではない。また、今回のゆがんだ選挙結果は、小選挙区制の問題点が前面かつ全面に出たものであるが、選挙制度そのものは争点ではない。升永グループは特定の基盤のあるグループではなく、青法協会員の多くとは異なる憲法観を持っている弁護士、小選挙区制や議員定数削減を是とする弁護士もいるようなので、升永グループ全体としては、選挙制度等についての考えを明確にしていない。

しかし、個人的には、この選挙だけは本当に無効にしたい……と思っているところである。また、この訴訟を、一人一票の問題だけでなく、選挙制度や議員定数の問題についても、国民が考えるきっかけにしたいと思っているし、記者会見等では、私個人の意見として、小選挙区制に反対し、議員定数削減に反対する意見を述べたりしているところである。

大飯原発運転差止訴訟について

北陸 佐藤 辰弥

1

二〇二二年一月三〇日、福井県を中心とする住民一五四名が、関西電力株式会社に対し、福井県大飯町に同社が保有する大飯原子力発電所三号炉及び四号炉の運転差止を求める訴えを福井地方裁判所に提起した。弁護士は福井の弁護士二二名を中心とした全国の弁護士七五名である。

2

福島事故後これまでに大飯原発三、四号炉をめぐる訴訟は大阪・京都・大阪の各地裁で提起されていた。原子炉立地県の住民としては、福井地裁に差止訴訟がかからないことに内心複雑な思いを抱いていたが、同年七月一日全国五四基の原子炉が運転を停止しているなか、電力不足を理由に大飯三、四号炉のみ再稼働を始めたことに怒りを結集し、提訴につながった。

3

本件差止訴訟において強く訴えたいことは二つある。

第一は福島事故により現行安全審査基準及び技術基準は、著しく不合理なものとなった今、福島事故の検証をしたうえ前記基準を改定し、改定した基準をもって本件原発を点検し、耐震補強対策などを講ずる前に稼働することは許されないということである。一九八四年から二〇〇四年までの二〇年間、運転の可否をめぐる争われたもんじゅ訴訟において、原子炉設置者である動燃も、設

置許可者である国も、「全電源喪失事故は起こり得ない」「故障は単一故障を考えれば十分であり、複合的な故障は考える必要がない」と主張し、万一事故が発生しても多重防護が働き「止める、冷やす、閉じこめる」というコンセプトのもとに安全に事故は終息すると豪語していた。

しかし現実に発生した福島事故は、地震もしくは津波により、すべての電源が長時間にわたり停電して冷却水を投入することができず、高温のために圧力上昇した原子炉容器、原子炉格納容器の圧力を下げるためのベント弁、SR弁などが開放しないなど複合的な故障が発生し、「止める、冷やす、閉じこめる」という目的は果たせなかった。その結果炉心溶融、水蒸気爆発を起し広範囲に放射線を拡散させ、今も一〇万人以上の住民の避難が続いていくなどの大惨事を引き起こした。

このように福島事故は、原発推進側の主張を根拠ならしめる効果をもたらすだけでなく、現行の安全審査指針及び技術基準を無効にする意義があった。したがって本件原発の設置許可は、無効となった安全設計審査指針類によって審査がなされているから無効であり、本件原子炉の運転は許されないということである。

4

本件差止訴訟において強く訴えたい第二は、本件原発の敷地には活断層があり、地

独断と偏見に満ちたずさんな捜査と数々の違法行為

東京都（警察）と国（検察）に国家賠償請求訴訟を提訴

東京 原田真実子

1 はじめに

本件は、二〇〇四年一〇月、当時七歳の長女幸子（ゆきこ）ちゃんを交通事故で亡くした鈴木健二さん・章恵さん夫妻が、事故捜査にあたった青梅署の警察官や東京地検八王子支部・立川支部の検察官らによる事実関係についての偏見や捜査上の怠慢、さらには、被害者遺族である鈴木夫妻の尊厳を不当に傷つけるような鈴木夫妻に対する虚偽や威迫等の幾多の行為について、捜査官らの責任を問うべく、二〇一二年七月、国と東京都を被告として東京地方裁判所立川支部に提訴した国家賠償請求訴訟である。

2 本件交通事故の概要と捜査機関の偏見

幸子ちゃんは、二〇〇四年一〇月二二日午後三時ころ、東京都青梅市の路上において、大型バイクに轢かれるという交通事故に遭い、翌三日、亡くなった。

本件事故の詳細については紙面の関係で割愛するが、目撃者の証言内容や、幸子ちゃんと大型バイクとの衝突状況、大型バイクの衝突後の停止状況などからは、幸子ちゃんが飛び出しなどしておらず、猛スピードで走行してきた加害者のバイクに衝突されたことは明らかであった。この点については、鈴木夫妻が加害者を被告として提訴した民事訴訟でも、幸子ちゃんが飛び出したのではな

いことが認められ、加害者の過失の程度は重いと
して、過失割合は加害者（9）…幸子ちゃん（1）
とされている。

それにもかかわらず、捜査は、事故当初から終始、事故原因は幸子ちゃんの無謀な横断や飛び出しにあることを前提として進められた。こうした独断と偏見が、警察及び検察による捜査上の怠慢や、鈴木夫妻に対する虚偽や威迫等の幾多の違法行為を生み出し、鈴木夫妻は、本件交通事故後数年間にわたって、捜査機関に苦しめられることとなった。

3 捜査開始から

公訴時効期間満了まで

本件交通事故に関する捜査の経緯を簡単にまと

めると以下の通りである。

〈二〇〇四年〉

二月二日 事故

一三日 幸子ちゃん死亡

〈二〇〇五年〉

四月頃 送検

二月 一日 不起訴処分

〈二〇〇六年〉

二月 八日 加害者に対する民事訴訟を提起

〈二〇〇八年〉

一月 九日 民事訴訟の判決

三月二四日 八王子檢察審査会に審査申立て

一〇月 八日 檢察審査会が不起訴相当の議決

↓その後鈴木夫妻は再捜査の申し入れ

〈二〇〇九年〉

七月 四日 檢察再捜査する旨を明言

↓しかし実質的な再捜査は行われず

八月 三日 再度の不起訴処分

八月二三日 立川檢察審査会に審査申立て

九月三〇日 檢察審査会、再度不起訴相当の議決

議決

一〇月二三日 公訴時効期間満了

〈二〇一二年〉

七月二七日 国家賠償請求訴訟を提起(本件)

4 警察・檢察による数々の違法行為

(1) 警察によるもの

青梅署の捜査官による違法行為は、早くも事故当日に始まった。青梅署の部長が、病院で幸子ちゃんの容体を心配する鈴木夫妻に対して、実際の事情聴取など行っていないにもかかわらず、「事故原因は飛び出しであり、事故現場付近の工事現場で交通整理をしていた警備員(誘導員)が飛び出しを目撃している」などと説明したのである。

また、幸子ちゃんが亡くなった後、健二さんが警察に対して、目撃者立会いの実況見分の実施を求めたときも、部長は、「子どもの証言は判例で採用されない」と虚偽の説明を行ったり、「そんな調書とつたら娘さんに不利になっちゃうよー」などとまるで鈴木夫妻らが加害者であるかのように怒鳴りつけたりした。

そればかりか、健二さんの事情聴取が行われ、いわゆる遺族調書が作成された際も、青梅署の捜査官は、健二さんが供述した内容を正しく調書に記載しなかった。

鈴木夫妻は、こうした青梅署による数々の不当な扱いによって、肉体的にも、精神的にも追い詰められ、特に健二さんは、夜も眠れず精神科への

通院を余儀なくされた。

(2) 檢察によるもの

二〇〇五年四月ころ、被疑者が送検され、鈴木夫妻は檢察の捜査に望みを託していたが、結局は、その思いもスタスタに切り裂かれることになった。

例えば、東京地方檢察庁八王子支部の檢察官は、健二さんに対し、「第一、第二目撃者は子どもが飛び出したと証言している」と明白な虚偽の説明を行い、あるうことか「判例では子どもの証言は採用されないので無効」「飛び出しは法律で不起訴と決められている」などと法律的な事項についてまで虚偽を述べた。

また、檢察官は、事故原因が飛び出しであることを認めるかのごとき健二さんの供述内容と異なる調書を作成し、健二さんに対し、激しく署名捺印を迫るなどした。

さらに、檢察は、「被疑者 鈴木健二(被疑者の名前が鈴木健二さんと二字違い)」と記載した不起訴処分の「通知書」を送付したり、鈴木夫妻が捜査に協力しようとして提出したビデオテープ及びフロッピーディスクを紛失したりもした。「被疑者 鈴木健二」と書かれた通知書を手にした鈴木夫妻が怒りに震えたの言うまでもない。

このほかにも、檢察は、不起訴理由の説明を求

めた健二さんに対し、一方的に、「不起訴の理由を教える必要はない」「担当検察官が面会をすることもない」などと居丈高な姿勢で述べ、説明及び面談を拒否したりもしている。

5 たたかいは始まったばかり

鈴村夫妻は、事故当初から、事故の原因は幸子ちゃんの飛び出しだと断定し、飛び出しとは相容れない証拠を徹底的につぶそうとする捜査機関によって、再三あしらわれ、ないがしろにされ、脅かされてきた。そして、「公正な捜査」という被害者としてごく当然の願いすら聞き入れられず、遺族の尊厳を著しく傷つける諸々の行為に、絶望の淵まで追い込まれた。

鈴村夫妻は、今後彼らのように捜査機関から酷い扱いを受け、苦しむ人がいなくなつて欲しいとの切なる思いと、新たな人生を踏み出す第一歩として、国家賠償請求訴訟を決意し、二〇一二年七月二七日、提訴に至った。

同年一〇月二四日には第一回口頭弁論期日が開かれ、健二さんの意見陳述が行われた。裁判所は、警察、検察に対し、「子どもの証言能力なし」と説明した根拠や、鈴村夫妻が提出したフロップ1等を紛失した経緯、不起訴理由を不開示とした理由等を明らかにするよう求めるなど踏み込んだ

姿勢を見せている。

鈴村夫妻のたたかいは始まったばかりである。

第一回期日にも、すでに、国民救援会青梅支部の方や、同じく捜査機関によって人権を侵害された被害者の方などが傍聴に駆けつけて下さったが、今後、この国賠訴訟で裁判所を動かしていくためには、さらなる支援者の方のご協力や、マスコミや世論による後押しが必要不可欠である。多くの方々のご支援を賜ればと願っている。全国の青法協の会員の皆さまにも、ぜひ、鈴村国賠事件の今後の動向を見守っていただきたい。

※弁護団は以下のメンバーで構成されている。

長尾宣行・村井朗子・原田真実子(敬称略)
いずれも三多摩法律事務所



第14回人権研究交流集会報告集

2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail: bengaku@seihokyo.jp

六六期修習生部会、スタートしました！

六六期修習生

一堂に会しての設立総会

二〇一二年二月二六日、パートナーズ法律事務所にて、青年法律家協会六六期修習生部会の設立総会を実施し、無事設立の承認を得て発足いたしました。北は盛岡、南は那覇の修習生が一堂に集まりました。

総会は、予定時間をいっぱい使うほど盛り上がるものでした。

大都市だけにとどまらない活動を

活動方針としては、七月集会に向けた学習の準備を含め、多くの社会問題を知り考えるための学習会、現場を知ることでの法の実態を学ぶフィールドワーク、全国の弁護士と交流を深

める事務所訪問などを積極的に行うことにしました。また、東京や大阪などの大都市だけでなく、全国各地に赴くことで、法曹になつたら人権活動や公益活動に意欲的に取り組んでいくぞという私たちの熱意を知ってもらおうという意見が出ました。

このような意見を聴いていると、少々生意気ですが、ずいぶん意欲のあふれる仲間たちが集めたのだなあと感動してしまいました。とても心強い、気持ちの熱くなる時間だったと思います。

全国的に活動できる基盤を構築

役員を選出はすべて立候補制で行ったところ、積極的な立候補が多く目立ちました。その結果、全国的に活動できる基盤を構築しよう

と、副議長は関東・関西・名古屋から三名が選出され、また、これに対応して、事務局次長も関東・関西・名古屋から三名が選出されました。

最後にースピリットを受け継いで

前年の六五期が積極的に活動していましたので、そのスピリットを受け継ぐとともに、六期らしさを出せたらと思っています。私たちは、六五期に負けず劣らず、やる気に満ちあふれた勢いのある集団です。明るく楽しく活動します。

とはいえ、私たちの活動は、多くの先生方のご協力を得て初めて実現するものばかりだと思いますので、あたたかく、ときには厳しく、ご指導ご鞭撻のほど、そしてご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

修習生部会

の取り組み

各地の修習生、集まれ！

七月集会開催に向けて、始動

六六期修習生

実行委員会の雰囲気

～次回会議に向けて

第三回会議は二〇一三年一月二七日一三時から大阪にて、第四回会議は二〇一三年二月二四日二時から名古屋にて開催します。

初対面のメンバーも多かったのですが、今回非常に活発に議論が交わされていたことを思えば、次回以降の会議も大いに盛り上がることは間違いないでしょう。六六期の特徴は、早くから熱心なメンバーが数多く集まったことです。

七月集会のテーマについてはすでに多くの提案がなされていますし、役職にも次から次へと立候補がありました。しかも、実行委員会への参加希望者はますます増えつつあります。

今後、新しく参加したメンバーも交えて、いつそう実行委員会を盛り上げていきたいと思えます。

諸先生方のご指導・ご鞭撻の程、そしてご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会員の皆さまには、お知り合いの修習生に右記日程等をお知らせいただき、参加をよびかけていただけると幸いです。

はじめに

二〇一二年二月一六日の正午から午後四時にかけて、パートナーズ法律事務所(東京)において、第二回七月集会実行委員会が開かれました。

北は盛岡から南は那覇までと、幅広い修習地のメンバーが集まり、活発な議論を行いました。

開催地は、例年通り京都に決定

七月集会の開催地は、例年通り京都に決定いたしました。祇園祭と開催時期が重なるため学生・修了生・修習生などに広く呼びかけやすいことなどが理由です。六六期は中部地方の修習生が実行委員会の活動に積極的で、七月集会を名古屋において開催する案も有力でし

た。開催地の決定にあたっては、時間をかけて議論を行い、最終的に前述の理由で京都に決定した次第です。

なお、七月集会プレ企画は名古屋にて開催することになりました。

集会のコンセプト

七月集会のコンセプトは、「私たちを取り巻く社会問題を知り、当事者の立場に立つて考え、問題意識を発信し、共有しよう。」に決定いたしました。

幅広いテーマを七月集会で扱えるようなコンセプトでありながら、実行委員会の指針として機能するようにとの思いから策定しました。このコンセプトを実行委員会内で共有し、活動の骨格として生かしていきます。

原発抗議行動への公園使用不許可処分に抗議する決議を採択 修習生支援や裁判員制度・ロースクールについて議論

二〇一二年度第三回拡大常任委員会が二月七日・八日、横浜市万国橋会議センターで開催された。参加者は二支部八五名。会議では、活発な議論が展開され、五つの決議・意見書(別掲)を採択し終了した。なお、六〇期以降の同期交流会も、一日目の懇親会終了後に開催された。

一 修習生、法科大学院生、学生支援

1 修習生支援について

まず、本部修習生委員会の事務局長である今泉義竜会員から状況報告がなされた。

六六期修習生は、修習生部会の立ち上げ総会や、七月集会実行委員会の結成に向けて準備を進めている(詳細は一四頁)。準備会会員の修習生が全国にちらばり、これから積極的に呼びかけを行

う。各地の弁護士会員にも、当部会発行の「修習生のみなさんへ」等の宣伝物を活用して、修習生に部会準備会の存在を伝えるなどして、修習生同士の間で協力できるように協力を求める。

法科大学院生部会は、定期的に勉強会を開催しており、二月から四月にかけて事務所訪問などの企画を検討中である。各地の弁護士会員に法科大学院生部会への橋渡しを位置づけるよう求める。

次に、六五期修習生部会の活動報告を同部会議長が行った。

六五期修習生部会は、現行と新の合同部会であり、例年より各地方都市の修習地に部会員がいるなど広がりがあったという特徴がある。九月に交流メーリングリストを作成し、一〇月修習生部会を発足、一二月に結成総会を行った。修習開始前に計八カ所で事務所訪問を行ったことで、部会参加への意識づくりに成功したと評価している。

また、七月集会実行委員会の主催という形で、全体会のテーマであった原発問題に焦点をあて、各地の原発でフィールドワークを積極的に行った。そのほか部会として原発震災問題学習会を東京で三度、大阪や福岡、大津等でも連続学習会を主催するなど、各地で自主企画を多数開催した。

反省点としては、前期修習がなく集合修習が短期間であることから、部会員全員が集まる機会

を作れなかったこと、地方の修習生の勧誘が難しく、参加が少なかったことが挙げられた。

討議では、地方中小都市の部会員勧誘について、呉裕麻会員(岡山)から、弁護士が誘うだけでは限界があり、修習生側で中心になる人がいるかないかで大きな違いが出ると指摘があった。

2 各地の修習生支援の取り組み

加藤悠史会員(あいち)、遠地靖志会員(大阪)、迫田学会員(福岡)から各地の合格者祝賀会の参加状況、事務所説明会の開催予定、法科大学院生支援等について報告がなされ、諸富健会員(京都)からは、法科大学院生部会員について把握ができていないことが指摘された。

討議では、大前治会員(大阪)から各地の弁護士会員が法科大学院生部会会員を把握すること、どの地域が手薄かを把握することができ、メリーングリスト等を活用して情報共有をし、活発な意見交換をする必要があることが指摘された。これを受けて今泉会員から、全国の弁護士会員に修習生委員会メリーングリストに入ってもらいたいとの提案がなされた。

3 給費制維持の取り組み

次に、司法修習生の給費制維持の取り組み、貸与制違憲訴訟について、六五期修習生部会の会員

から報告がなされた。

一月から代理人や委任状集めを開始している。二〇一三年一月下旬の法曹養成制度検討会議の結果を踏まえての提訴予定であるが、記者会見などをを行い、法曹養成制度検討会議へのプレッシャーをかけるとともに、多くの市民に窮状を発信したいと考えている。現時点では、広く市民や先輩弁護士に問題意識を共有してもらおう趣旨で、各高裁管轄地で提訴する構想である。

原告集めは、弁護士会員にも声かけをお願いしたい。また、実働代理人が地域的に偏在しているという問題があるので、個別に各地の弁護士会員に呼びかけして解消したい。最終的には立法で解決する問題であるので、同時に市民や単位弁護士会に積極的に働きかけを行う。

討議では、呉会員(岡山)から、アピール力のあるキヤッチコピーを考えるべき、各地で事務局体制を作っていくべき、中村晋輔会員(東京)から、訴状では、修習生の置かれた状況や裁判を起す意義を最初に打ち出すべき、遠地会員(大阪)からは、国民側の視点を取り入れるべき、徳田隆裕会員(北陸)からは、被害実態を詳細に書くべきとの意見が出された。また、呉会員(岡山)からは、現段階で各高裁管轄地のすべてで提訴可能かという質問がなされ、これに対して、種田和敏会員(東京)から、現在、札幌・仙台・東京・

静岡・広島以外に代理人がいないという回答があった上で、各地の弁護士会員に代理人になってほしい、カンパも必要であるとの要望が出された。

二 憲法課題

1 オスプレイ・米兵犯罪・改憲問題など

続いて、憲法課題についての討議が行われ、沖縄基地、オスプレイ問題について、本部憲法委員会の申山泰生会員から、報告と「米海兵隊オスプレイの普天間基地への配備に強く抗議し、低空飛行訓練の撤回を求める議長声明」の説明がなされ、事後承認された。また、米兵犯罪について、米・日本に対し「米兵による集団暴行事件について抗議するとともに、沖縄米軍基地の即時撤去を求める」議長声明の説明がなされ、事後承認された(本紙No.五〇一号参照)。

次に、衆議院定数削減問題について、討議された。本部憲法委員会委員長の大山勇一会員から、最高裁が「一票の格差」につき「違憲状態」と判断した二〇一二年三月二三日判決を受けて、「〇増五減」法案が成立し、立法上は違憲状態を脱却したが、二〇一二年二月二六日衆議院総選挙は、二〇〇九年夏と同じ区割りで行われるため、格差が二・四倍以上に広がっている状態で行われること、

民主・自民・公明で、衆院定数削減のための確認書を交わしていることからすれば、総選挙後の通常国会で比例定数削減が強行されるおそれが高いこと、これを受け、「〇増五減」法案の成立及び比例定数削減の動きに反対するとともに、民意を公正に反映させる制度実現へ向けることを内容とする「衆院『〇増五減』法案の成立に抗議し、民意を公正に反映する真の選挙制度実現を求める決議(案)」が提案された。

討議では、諸富会員(京都)から、「〇増五減」法案成立と、衆院定数の削減を一体として、批判を強めるべき、武井一樹会員(東京)から、〇増五減自体の評価は加えないのか、との意見がされた。最終的には、タイトルを「衆院『〇増五減』法案の成立と定数削減の動きに抗議し、民意を公正に反映する真の選挙制度実現を求める決議(案)」と修正し、同決議案は承認された。

引き続き大山会員から、改憲問題について、二〇二二年衆院選挙で、自民党が憲法改正を前面に出した公約をだし、安倍総裁が国の交戦権を前提とする発言をしていること、自民党が第一党となると、公約通りの提案がなされるので、警戒を強めるべきこと、そのほか維新の会の動きにも注意すべきことなどの報告がなされた。

2 原発抗議運動への弾圧・自衛隊問題など

全国でのデモ行動に悪影響を及ぼすということ、日比谷公園使用不許可処分について、二〇一二年二月二日東京地裁及び二月五日東京高裁決定の問題を取り上げ、「東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁および東京高裁の決定に抗議する決議(案)」の提案がなされた。

討議では、北村栄会員(あいち)から、愛知県での原発に対する抗議運動に対する弾圧が報告された。原発再稼働反対デモに参加した一般市民の男性が、関電のビルに立ち入ったとして、住居侵入容疑で捜査対象になっている。被疑事実が、実際とまったく異なっており、弁護士として、不当な捜査を防止すべく、活動を行っている。

また、迫田会員(福岡)からも、九州電力に対する抗議行動への嫌がらせがあるとのことで、原発弁護団が対応しているとの報告がなされた。

集会や抗議行動への弾圧が各地で行われており、決議の意義が大きいということで、前記決議案は採択され、東京都、東京地裁係属部および東京高裁係属部に執行されることになった。

続いて、自衛隊問題についての討議がなされた。まず、イラク派兵問題について、北村会員(あいち)から、二〇〇六年にイラク派兵された自衛隊員の空軍基地内での事故について、二〇一二年

に国賠訴訟を提訴したこと、自衛隊の事故隠しの実態等について報告がされた。

次に、渡部容子会員(宮城)から、自衛隊の国民監視差止訴訟の取り組み、田渕大輔会員(神奈川県)から、自衛隊員のいじめ自殺についての国賠訴訟の取り組みや自衛隊の情報隠しの実態などが、また種田和敏会員(東京)から、陸上自衛隊のレンジャー訓練に反対する、自衛隊をウォッチする市民の会の結成などへの取り組みが報告された。

3 子どものいじめと人権、生活保護問題など

子どものいじめと人権について、深井剛志会員(東京)から、東京支部で学習会があり、大津中二いじめ自殺問題発覚の後、五カ月間で七万五〇〇〇件のいじめ相談があり、かつ、加害者側の生徒からの相談が増えていること、人権という視点を子どもに伝えることの重要性について報告や意見交換がなされたとの報告があった。

生活保護問題については、厚労省が不正受給対策や廃止基準の強化をし、受給を委縮する効果を狙っていることは問題であるとして、「生活保護の給付基準引き下げに反対する決議(案)」が提案された。

討議では、吉川健司会員(北陸)から、第1十

分位層（全世帯を所得の順に並べた場合の下位一〇パーセント）の八割は、受給可能だが受給していないことからすれば、受給世帯と比較して消費実態が当然下になるものであり、受給していない世帯と比較して引き下げをすれば、負の引き下げ競争を引き起こすと明確に打ち出すべき、生活保護基準をもとに各対策があるので、受給者だけでなく広範囲に影響がおよぶことなどを盛り込むべきとの意見が出され、これらの修正を前提に決議が採択された。

国立ハンセン病療養所について、上野格会員（東京）から、療養所の充実化を約束したにも関わらず、国家公務員数の削減により、療養所の職員が不足して十分な介助ができていない実態と、全寮協がハンストするとの決議をし、これを受けて小宮山厚労大臣から充実した介護対策を確保するとの回答があるも、実行されていないとの報告がなされた。その上で、事態を打開するための決議として、「国立ハンセン病療養所の職員増員等を求める決議（案）」が提案され、採択された。

各地の取り組みについて、向川純平会員（神奈川県）から、憲法に関わる諸問題について連続講座を企画しており、その第一弾として二月八日に伊藤真氏を呼んで改憲問題を考える機会を持つこと、呉会員（岡山）から、大阪教育条例について中富公一会員（研究者）の講演があり、引き続き

憲法に関する講演をお願いする予定であること、大前会員（大阪）から、年末に湯浅誠氏を中心として、各運動体が集まり、ブースで活動内容を発表するイベントがあることなどが報告された。

三 国際委員会について

原和良弁学合同部会議長から、国際委員会の立ち上げについて提案がされた。人・物・情報の国際化が進んだが、現在、弁学合同部会には国際問題について討議する場がないこと、人権団体として国際問題について発信しなくていいのかという問題意識から提案したこと、準備会を立ち上げて、六月総会での立ち上げに向けて準備を進めたなどの報告がなされた。

一日目の最後に、神奈川支部特別報告として、「最低賃金義務付け訴訟」を田淵大輔会員、「米兵強盗殺人事件」を高橋宏会員と遺族の山崎正則さんが行った。

四 司法問題

1 アスペルガー意見書

会議二日目は司法問題の討議から始まり、本部司法改革問題対策委員会事務局長の戸館圭之

会員から、「裁判員裁判の量刑判断における責任主義の形骸化を憂慮する意見書（案）」の提案説明がなされた。実の姉を刃物で殺害した殺人事件（裁判員裁判）において、被告人に対し、検察官の求刑（懲役一六年）を上回る懲役二〇年の実刑判決を言い渡した大阪地裁二〇一二年七月三日判決（アスペルガー事件判決）について、被告人の発達障害に対応できる「受け皿」がないという被告人の行為責任を超えた事情を量刑上考慮しており、刑事司法上の大原則である責任主義に反すること、社会防衛的見地を考慮した本判決は行刑上の社会復帰の理念にも反することなどの問題点が示された上、当該問題点は、裁判員に刑の量定まで行わせる現行制度の問題が顕在化したものといえるのではないかとの指摘もなされた。

討議では、諸富会員（京都）から、本判決の問題点が裁判員の量刑関与に起因していると判断できるのかは疑問であり、証拠調べの在り方など現行裁判制度に内在する問題から起因している可能性も考慮しながら検討すべきとの意見が出された。

また、立松彰会員（千葉）からは、裁判員の量刑関与についての検討は、評議の在り方を含め多様な分析が必要であり、今後裁判員裁判の実情に関するデータを集め、検証・議論していく

必要があるとの指摘もあった。

2 ロースクール問題

樋口和彦会員(群馬)から、米国書籍「Failing Law Schools」(ロースクールの凋落)の紹介がなされ、日本が手本とした米国のロースクールにおいても、卒業生が膨大な借金を抱えていること、就職が困難であること、法曹志望者が減り続けていることなどが報告された。

討議では、ロースクール経験のある六六期、六五期修習生や若手弁護士から意見が積極的に出された。

カリキュラムが充実しているロースクールでの勉強は現在でも役立つているなどというロースクールに肯定的な意見の一方で、ロースクールの現状について様々な問題があることも報告された。

例えば、受験指導に不熱心なロースクールでは、成績優秀者が司法試験に不合格で、授業を不真面目に受けていた者が合格するという事態が生じる、ロースクールでは訴状や準備書面を起草するといった実務的な勉強が少な過ぎる(修習との調整が必要)、経済的な負担が大き過ぎる、修習期間が短くなった分、実務経験が積み重なってしまった、就職率の低下で公務員を選択する者が多く「優秀」な人材が法曹をめざさなくなっている、経済的負担や就職難が影響して社会

人経験者が法曹をめざすのは大変難しくなっているなどである。

最後に、同委員会委員長の米倉勉会員が、引き続き委員会でロースクール問題を検討していくことの確認を行った。

引き続き、特別講演として、東電社員殺人事件再審決定について、佃克彦会員(東京)よりご講演いただいた。

二 東日本大震災

本部震災プロジェクトチームの吉田悌一郎会員の司会で、各地での救援・復興の取り組みが報告された。

米倉勉会員(東京)から、二〇一二年二月三日に提訴された「福島原発避難者訴訟」の報告があり、今回の原告は直接請求で納得のいく賠償を受けることができなかつた者のうちの一部に過ぎず、今後第二次、第三次提訴を行う予定であること、未だ帰宅の目途が立たない状況では損害の算定が不可能であり、今回の請求は再出発するために少なくとも支払われるべき金額を請求していること、今後「低線量」被曝を強いられる居住者を原告とした損害賠償請求訴訟やこれらに類型化できない損害を被った者を対象とした集団訴訟を提起する構想があること、弁

護団員のマンパワーが不足していることなどの指摘がなされた。

吉川健司会員(北陸)からは、二〇一二年一月三〇日に提訴した大飯原発運転差止訴訟について報告があり、敷地内の破砕帯が活断層である可能性、三連動地震が生じる可能性から、現在の安全審査では大飯原発の安全性はまったく確保されていないことの指摘、今回の訴訟は多くの原発に囲まれて生活している福井県民が中心となっていることに大きな意義があるとの考えが示された。

中島宏治会員(大阪)からは、大阪で原発ADR集団申立てを行ったものの、東京電力がまったく賠償に応じようとしないため、現在訴訟提起を準備中であること、提訴にあたっては国も被告に加えること、区域内避難者と区域外避難者を区別しない方針であることなどが報告された。北村栄会員(あいち)からは、浜岡原発訴訟の経過について報告された。

三 第一五回人権研究交流集会

上野格会員(東京)から、第一回実行委員会での討議を踏まえ、日程案、会場案、スケジュール案、人事などの報告がなされた。

渡部容子会員(宮城)からは、地元漁業関係者

の意向を無視した水産特区問題や、本来に必要なところに復興資金が回っていないという問題などが、開催時期である二〇一四年三月頃には、より表面化しているのではないか、その意味で石巻を会場とすることに大きな意義があるのではない

いかという指摘がなされた。

四 まとめ・閉会のあいさつ

最後に、青年法律家協会議長の塚田哲之会員

および弁学合同部会議長の原和良会員から、まとめ・閉会のあいさつが行われ、閉会となった。

(文責 中瀬奈都子・三浦佑哉)

神奈川支部特別報告

最低賃金義務付け訴訟と 米兵強盗殺人事件の取り組み

神奈川 向川 純平

一 はじめに

青法協弁学合同部会第三回常任委員会が二〇一二年二月七日、八日の両日、横浜市の万国橋会議センターで開催された。

神奈川支部の特別報告として、最低賃金義務付け訴訟と米兵強盗殺人事件の報告が行われた。いずれも、神奈川ならではの事件ではあるが、脅

かされているのはまさに市民のいのち・くらしであり、問われているのは普遍的な人権課題にはかからない。

二 最低賃金義務付け訴訟

1 まず、弁護団員である田渕大輔会員より最低賃金義務付け訴訟に関する報告がなされた。労働者の暮らしを守る最低賃金法は、二〇〇七

年に法改正がなされ、最低賃金の決定要素である「労働者の生計費」について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」(法九条三項)という憲法二五条の文言と同一の規定が新設された。

神奈川県は生活保護水準との「逆転現象」が長らく続いてきたが、同法改正後、大幅に上昇し、二〇一〇年には八一八円となった。厚労省によれば、生活保護水準から算出した県の最低賃金水準は八三六円(当時)であり、「逆転現象」の解消間近のようにも見えた。

しかし、この厚労省の算定方法には、「五つのゴマカシ」があった。その一つを紹介すると、国の計算では、月々の生活保護給付を割り戻すための月あたりの労働時間の計算について、労働者の実態は平均月一五五時間ほどであるのに、法定労働時間ぎりぎりの一七三・八時間で計算し、最低賃金が安く算出されるよう計算しているのである。こ

のようなゴマカシを是正して再計算すると、神奈川県
の最低賃金は一四〇〇円以上にもなる。

現在の最低賃金では到底足りないことが明らか
になった。

2 弁護団は県下の労働組合の協力も得て、二
〇一二年八月三〇日に横浜地裁に提訴した。現行
の最賃との格差、世論の影響等も考え、まずは、
「最賃二〇〇〇円」の義務付けを求めた。

現在、二度の追加提訴を経て原告は二〇二名で
ある。原告には、一家の柱として、自分だけでな
く家族の生活を支えなければいけない人たちが多
く含まれている。弁論では、毎回原告による意見
陳述が行われているが、その生活の実情は言葉に
詰まるものがある。

審理の当初は、国は訴訟要件(いわゆる「処分
性」要件)が認められないと主張して、本案審理
を拒んでいたが、原告弁護団の強い働きかけや裁
判所の釈明に押され、ついに本案主張を行うこと
になった。二〇二三年中には、研究者証人等の証
拠調べに入る予定である。

3 昨今の生活保護に対する切り下げ論から、
最賃を上げるのではなく生保を下げれば良いなど
という声も聞かれる。しかし、健康で文化的な最低
限度の労働者の生活水準は、憲法二五条、二七条
それ自体から導かれるのであり、現行の最低賃金
を引き上げは必須であることを広く知ってもら

必要がある。世論の認識を変えるため、法廷外で
の運動も盛り上げていかなければならない。

三 米兵強盗殺人事件等の 米兵犯罪について

1 後半は、「山崎事件」に関し、被害者の遺族
である山崎正則さんと、同事件弁護団員の高橋宏
会員から報告がなされた。

山崎事件の概要は、二〇〇六年一月三日早朝、
山崎さんの妻好重さんは、基地に出勤する前の米
兵から道を尋ねられたので米兵のほうへ近づいた
ところ、米兵から多数回殴るなどの暴行を受け、
現金入りのバッグを奪われた挙げ句命を落とした
というものである。無論、犠牲となった好重さん
には何の落ち度もなかった。

2 山崎事件をはじめとした米兵犯罪は、基
地周辺地域において絶えることがなく、神奈川県
では特に凶悪犯罪が多い。米兵犯罪が繰り返され
るのは、①人を殺すための訓練を受けた兵士は凶
悪犯罪に躊躇しない、②この兵士の危険性にもか
かわらず、基地周辺住民に対して米軍が「良き隣
人」であるという政策的な植え付けを行っている、
③できる限り日本が裁判権を行使しないとの日米
間密約が存在したため、米兵犯罪のほとんどが日
本政府により起訴されず刑責が問われないため、

米兵犯罪の発生を助長していることなどが要因で
ある。

被害者をさらに苦しめるのは、米兵犯罪に対す
る補償の枠組みが不十分である点である。公務上
の米兵犯罪が日米地位協定実施に伴う民事特別
法により国から賠償がなされるのに対し、公務
外における米兵犯罪は、日米地位協定に基づく米
国の補償が被害者に対してなされる。しかし、米
国が一方的に決めるその補償額は、日本の裁判所
の判決認容額よりも低額であり、被害者救済にほ
ど遠い。一九九六年には、米国の補償金額と日本
の裁判所が判決で命じた額の差額を日本政府が立
て替える協定が結ばれたが、日本政府の差額支払
いは遅延しなかなか支払われない。

3 山崎さんは、二〇〇七年三月、当該米兵及
び国を相手取って、横浜地方裁判所に損害賠償請
求訴訟を提起した。

弁護団は、①山崎事件は、基地から一キロ以内
の場所で、勤務開始約一五分前に発生し、当該米
兵は「基地はどこですか」と聞いて好重さんに近づ
いたのであるから、当該米兵の暴行に職務関連性
がある、②当該米兵は勤務時間が開始する朝まで
一晩中飲酒していた。米軍は、兵士を飲酒、寝不
足の状態で勤務させないよう監督義務を負ってい
る、③すでに数々の米兵犯罪が発生しているから
予見可能性は十分であり、西島漂着弾事件等の裁

判例からすれば結果回避可能性も明らかであるとして、国の民事特別法上の責任を追及した。

横浜地裁は、判決において、米軍に公務時間外も監督責任が及び、監督義務の不尽が民事特別法上の義務違反となりうるとの判断を示したものの、結局のところ国の責任は否定された(二〇〇九年五月二〇日。米兵に対する請求は認容)。山

崎さんと弁護士団は控訴したが、東京高裁は、職務

密接関連性についても否定する判決を下した(二

〇二年六月三日)。たたかいは舞台は最高裁に移っている。

4 山崎さんは当初裁判することは考えていなかったが、警察から被疑者扱いをされるなどの不当な扱いを受け、好重さんの仇をとりたいたいと思

裁判に立ち上がった。山崎さんの「提訴から六年間経つが、最後までたたかう意思がある。気が弱い私がこままでたたかうんだ」という言葉からは、「泣き寝入りしない」という強い意志を感じた。弁護士団と山崎さんのたたかいが今後も注目される。

青法協弁学会合同部会一〇一二年度第三回拡大常任委員会◎決議・意見書

生活保護の給付基準引き下げに反対する決議

1 二〇一二年八月一〇日に、民主・自民・公明三党による強行採決によって、社会保障制度改革推進法が成立した。同法は、「安定した財源の確保」や「受益と負担の均衡」(二条)を口実に、「自立した生活」「家族相互及び国民相互の助け合い」(自助・互助)を強調する一方で(二条)、国や自治体による「公助」を軽視しており、「給付水準の適正化」を含む生活保護制度の見直しを明文で定めている(付則二条)。

2 これを受け、給付水準引き下げの具体的な検討

が進められている。同年一〇月五日には、第一〇回

厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会が開

催され、同部会は、現行の生活扶助基準額を第一

十分位層(全世帯を所得の順に並べた場合の低位

一〇%)の消費水準との比較を根拠に引き下げるべ

きであるとし、また、財務省も二〇一三年度予算編

成において生活保護費の給付水準を引き下げの方

向で見直すとしている(一〇月二四日付産経新聞)。

このような動きの背景には、生活保護受給者が二

〇〇万人を超え(一月二日時点で二二三万人)、

毎年過去最高を更新し生活保護費支出額が三兆円を超えているという財政状況がある。

しかし、日本においては生活保護利用率は全人口の一・六%にすぎず(ドイツ九・七%、フランス五・七%。いずれも二〇一〇年)、捕捉率(生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合)も二割以下(ドイツ六四・六%、フランス九一・六%。いずれも二〇一〇年)にとどまっているため、低所得世帯の消費支出が生活保護水準以下となるのは当然のことである。そもそも、日本では相対的貧困率が一六%に達するなど貧困と格差が増大する一方で、積極的な雇用策が打ち出されず、社会保障制度がきわめて貧弱なままである。日本の生活保護費のGDPに占める割合はわずか〇・五%にとどまり、OECD加盟国平均(三・五

%)の七分の一に過ぎないという現状からみても、「最後のセーフティネット」と言われる生活保護制度について、財政問題を理由に切り崩すことがあってはならない。

3 また、近時、生活保護の不正受給に関する報道が増加し、生活保護受給自体への圧力が高まっている中で、同年九月二八日には厚生労働省生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が開催され、以下のような不正受給対策や保護廃止の基準強化を打ち出している。例えば、不正受給調査を行うとして、保護費の支出の状況を福祉事務所調査権限を及ぼすとしている。しかし、こうした調査は受給者のプライバシーの不当な侵害につながるかねない。また、不正受給に係る返還金を本人の同意の下に保護費と調整することを検討しているが、これも保護費が最低生活費であることから差押禁止とされている趣旨に抵触する。さらに、扶養義務者への調査権限拡大や回答義務強化を打ち出しているが、これは扶養義務者に迷惑が掛かることを恐れる要保護者に事実上生活保護の受給を萎縮させることは明らかである。そもそも、生活保護費の不正受給について、声高に論じられているが、実際には不正受給額は全体の〇・四%にとどまっており、件数も急増しているわけではない。

さらに、同部会は、稼働能力がありながらその

能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に保護を廃止するとの方針を打ち出している。受給者は個別具体的な事情により稼働できない状況にあるのであるから、これらの事情を捨象して保護廃止とする運用は決して認められない。

4 これらの動きに加えて、自民党の生活保護プロジェクトチームは、ジェネリック(後発薬)の原則使用や食費に代わるクーポン券の配布などを提言している(二月二〇日付朝日新聞)。しかし、これは利用者の医療や食生活の選択権を奪うとともに、差別や偏見を助長することになり容認できない。

5 いま必要なことは、生活保護の受給は憲法で保障された権利(生存権、二五条)であることを踏まえ、所得の再分配機能を強化して生活保護費に必要な財源を確保し、利用者の自立支援のための真に利用しやすい制度にすること、現状で過重負担となっているケースワーカーの人員を増やし、きめ細やかな支援や助言ができる体制を整えること、生活保護制度にまつわる差別と偏見を政府や自治体が率先して取り除くことなどである。

また、生活保護の問題は、多くの社会保障制度に密接に関連する問題である。例えば、生活保護費は、最低賃金の算定基準にも用いられることから(最賃法九条三項)、保護費の切り下げは、国民の三分の一を超える非正規雇用労働者のさらなる困窮をも引き起こすことにつながる。さらに、生活

保護水準は、国民健康保険料や医療費の減免、就学援助などの基準にもなっており、保護費の切り下げは受給していない国民の暮らしをも直撃することとなる。

6 青年法律家協会弁護士学者合同部会の会員は、これまで各地の「派遣村」の取り組みに協力し、生活保護申請への同行を積極的に行い、保護申請却下への不服申し立てや生活保護の老齢加算廃止に反対する訴訟などに取り組んできた。また、これまでの人権研究交流集会でもホームレス支援(二〇〇四年三月)や生活保護問題(二〇〇七年三月)、憲法二五条・生存権(二〇一〇年九月)のテーマを取り上げ、研究を深め実践につなげてきた。私たちは、憲法で保障された生存権をより実効性あるものとすべく生活保護問題に取り組むとともに、政府が進めようとしている生活保護給付基準の切り下げに断固反対し、政府に対して生活保護行政の一層の拡充を求める。

二〇一二年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三 回 常 任 委 員 会

衆院「〇増五減」法案の成立と定数削減の動きに抗議し、民意を公正に反映する真の選挙制度実現を求める決議

1 本年一月二六日、衆院小選挙区の「〇増五減」「二人別枠方式の廃止」を内容とする衆院定数削減法案が成立し衆院は解散され、二月二六日に総選挙が行われることになった。もともと、選挙区割りの改定は行われず二〇〇九年総選挙時と選挙区割りには変わらないことから、二〇一二年三月二三日、最高裁大法廷が「一票の格差」につき「違憲状態」と判断した状態での選挙が実施されることになる。

間接民主制を採用するわが憲法の下で、主権者である国民の意思を国政に正しく反映させるためには、投票価値の平等は不可欠の前提である。衆院の選挙制度に関しては、二〇一二年一月から各党協議会が開始され、各党・会派間で討議を行なってきたところ、民主党は「〇増五減」「比例四〇削減」「連用制導入」からなる法案を本年八月に強行採決し（参院に送付されるも廃案となる）、選挙制度の抜本改正のための議論を根本から覆し是正の機会を失わせたが、かかる民主党の責任は重いと言わねばならない。

2 あわせて、民主党は衆院解散の条件として衆院定数の削減を持ち出し、自民党・公明党が来年通

常国会で必ず削減することを確約するなら衆議院を解散するとし、その後三党で衆院定数削減のための確認書を交わしている。民主党・自民党ともに「比例定数」部分の削減を唱えてきたことからすると、総選挙後の通常国会で「比例定数」削減が強行されるおそれが高い。

そもそも小選挙区制は、大量の死票を生み出し二大政党に有利で小政党に不利な選挙制度であるが、この小選挙区制を維持したままで比例代表の定数だけを削減することは、多様な民意を忠実に国会に反映させる機能を失わせ、国会の代表民主制（憲法四一条）の機能を弱めることにつながる。

国立ハンセン病療養所の職員増員等を求める決議

1 政府は、長年にわたるハンセン病隔離政策と「らい予防法」により、ハンセン病の患者や家族に多大の苦痛や苦難を与えてきたことについて、これを意

前述した各党協議会においても、多くの議員から小選挙区制度の弊害が指摘され、中選挙区制や比例代表制への抜本的な見直しが強く主張されていたところである。民主・自民・公明三党がこのような議論を無視して比例定数の削減のみを強行するならば、国会はますます民意と乖離した構成となる。

3 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、「〇増五減」法案の成立および比例定数削減の動きに抗議するとともに、熟議を重ねたうえで、国民の意思を公正に反映する真の選挙制度を実現するよう、抜本的な選挙制度の見直しを強く求める。

二〇一二年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

法違反とする熊本地裁判決を受け、真摯に反省し、その被害の回復のために、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（二〇〇八年六月）や「国立ハ

ンセン病療養所における療養体制の充実に関する国会決議」(二〇〇九年七月)に基づき、療養所入所者に対しての充実した介護体制を整備することを再三にわたって約束してきた。

2 ところが、国家公務員の定数削減の対象からハンセン病療養所が除外されていないため、毎年療養所の職員定員は大幅に減少し続けている。

二〇〇〇名余りの入所者の高齢化が進み、平均年齢は八二才を超え、ハンセン病による後遺障害による不自由度が進むなかで、職員の不足により、療養所では、深刻な事態が進行している。

食事介助が十分にできないため、誤嚥性肺炎で亡くなる入所者が激増している。夜中に排尿のためコールしても職員が来てくれない、失禁しそうになって自力でトイレに行こうとして転倒、骨折したという事件が多数生じている。どんなに暑い日も、どんなに寒い日も、入浴は週三回と決められている。認知症と診断された入所者は、土曜、日曜日になると、職員の人手不足が原因で、昼間から睡眠薬を投与されているという報告もある。

職員の減少により、入所者の生存自体が脅かされていると言わざるを得ない。

3 このため、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)では、本年七月一八日に、政府に対して療養所職員の大幅増員及び現在の賃金職員の正職員化を求め、応じられない場合には、ハンスト、座

り込み等の実力行使を行う旨決議するに至った。

この決議は、入所者が、自らの人間としての尊厳といのちを守るために、文字通り、いのちを削っても、医療及び介護の充実を実現させるとの決意表明であった。

4 小宮山洋子厚生労働大臣は、本年八月三三日、二〇二三年度の定員を定める際には、療養所の職員が大幅に減少している状況に歯止めをかけ、充実した介護体制を確保するよう、最大限努力するとの回答をした。

しかし、その後も、政府は何らの予算措置等の対応策を講ずることなく、現在に至っている。

政府は、今こそ、上記法律、衆参両院決議及び全療協の実力行使決議を重く受け止め、再三約束してきた介護体制の充実を実現せねばならない。

5 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、政府に対し、国立ハンセン病療養所における職員削減等に関し、

① 国家公務員の定数削減の対象からハンセン病療養所を除外し、看護師・介護員の大幅増員を図ること

② ハンセン病療養所の賃金職員(期間業務職員)を直ちに正職員化すること
等の抜本的改善措置を講ずることを、強く求めるものである。

二〇二二年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁および東京高裁の決定に抗議する決議

1 首都圏反原発連合(反原連)が、「二・一二反原発一〇〇〇〇〇人大占拠」のデモ出発地点として日比谷公園の一時使用許可を東京都に求めたところ、東京都は、二〇二二年一〇月三二日、この申請に対し不許可決定を下した。これを受けて、反原

連は、東京地裁に使用許可を義務づける決定を求めたが、東京地裁は、同年一月二日、反原連の申立を却下し、同月五日には、東京高裁もこれを追認した。

裁判所の不許可決定の理由は、一万人のデモ隊が

公園に入りきれないおそれがあることや、反原連がデモを統率仕切れない可能性があるということである。しかし、反原連がこれまで首相官邸前でのデモを整然と統率してきたこと、デモの出発点に過ぎないので長時間多くの人が滞留するわけではないということが無視したものであり不当である。そもそも、公共物である公園は広く表現の場として活用されるべきであるところ（パブリックフォーラム論）、東京地裁および東京高裁の決定は「デモの自由」の価値を不当に軽視したものと強く批判されなければならない。

東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁および東京高裁の決定により、本件デモは中止を余儀なくされた。これは、民主主義社会における言論の自由（憲法二条）およびその発露としての「デモの自由」の価値を不当に軽視した事態であり、看過することはできない。

2 民主主義社会においては、国民の声は、デモを含め様々な回路により国政に反映されることが予定されているのであって、憲法が言論の自由を保障した意味もそこにある。また、原発政策は多くの国民の生命・身体の安全に関わる事項であるから、とりわけ多くの国民の声があらゆる回路を通じて国政に反映されなければならない。したがって、本件のようなデモの実施にあたっては、民主主義社会の不可欠の前提をなすものとして、最大限尊重さ

れ敬意が払われるべきであり、公権力による規制は必要最小限度とされるべきである。

それにもかかわらず、これまで日比谷公園のデモ出発地点としての利用を自由に認めてきた東京都は、同公園で同日同時刻に別のイベントが開催されることを挙げ、「公園管理上の支障」を理由に本件デモ申請を不許可にした。しかし、集会やイベントは公園の東南側で開催されるものであって、デモ出発地点である霞門付近とは別の場所であり、不許可の理由とはならない。東京都の処分は「地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とする地方自治法二四四条に明白に違反する。

3 今日、反原発を訴えるデモは全国各地で行なわれており、そのデモへの参加者は組織動員によらず、ソーシャルネットワークを通じて自由に集まっ

た市民が中心である。東京都のような恣意的な判断が繰り返され、また参加者の人数把握が困難であるからとして不許可処分を追認する裁判所の判断が広がるようなことがあれば、こうした新しい市民運動が封殺されてしまい、民主主義に対する悪影響は計り知れない。

4 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、東京都の公園使用不許可処分と、これを追認した東京地裁及び東京高裁の決定に抗議するとともに、東京都に対し、改めてデモの自由を確保するよう、強く求めるものである。

二〇二二年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三 回 常 任 委 員 会

裁判員裁判の量刑判断における責任主義の形骸化を憂慮する意見書

1 大阪地裁二〇二二年七月三〇日判決

二〇二二年七月三〇日、大阪地方裁判所第二刑事部は、実の姉を刃物で殺害した殺人事件（裁判員裁判）において、被告人に対して、検察官の求刑（懲役一六

年）を上回る懲役二〇年の実刑判決を言い渡した。

本件は、アスペルガー症候群という精神障害を有していたとされる被告人が実姉を殺害した事件であり、検察官は、懲役一六年を求刑し、弁護人は執行

猶予付きの懲役刑を求めている。

本判決は、懲役二〇年の実刑判決を言い渡したが、その理由において、本件犯行の計画性、残虐性や結果の重大性、被害者遺族の処罰感情を重視し、執行猶予を求める弁護人の主張を退けた。さらに、本判決は、被告人がアスペルガー症候群という精神障害を負っていた事実を認定しながらも、「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない」という現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要がある、そうすることが、社会秩序の維持に資する。」と述べ、検察官の求刑を上回る量刑を正当化している。

2 本判決の問題点

本判決は、アスペルガー症候群という発達障害に関する科学的知見について正確に理解することなく、再犯のおそれを安易に認定して、量刑上被告人の不利を考慮しているものであり、障害を理由とする差別を容認しているともいふべき重大な誤りを犯していると言わざるを得ない。

本判決は、被告人の行為責任を超えて、被告人の発達障害に対応できる「受け皿」がないという被告人の責任ではない事情を被告人の刑を重くする事情と

して考慮しており責任主義に反する。

また、社会防衛の見地から被告人を長期間刑務所へ収容すべきという考えは、行刑上の社会復帰の理念にも反し、危険な者を社会から隔離しようとする保安処分の方針に通じるものであり、人権保障上非常に危険な考え方である。

3 裁判員裁判における刑事上の基本原則の無視を危惧する

本判決は、「責任主義」という歴史的に形成された人権保障のための近代刑事法上の重要原則を無視したものであり、そのような判断を「健全な社会常識」の名の下に行つたと言わざるを得ない。

しかし、「健全な社会常識」といえども刑事法の解釈・適用において遵守することが求められる基本原則を無視することは許されない。刑の量定は、行われた犯罪行為の責任に応じてなされなければならないのが、刑事司法上の「責任主義」の大原則である。

刑事手続は、国家刑罰権の行使を可能な限り合理的に許容される範囲に抑制し、人権を保障するための手続である。そして、刑事手続においては、ときに世間の「常識」とは異なる思考を要請する。

本判決が有する問題点は、本件に關与した裁判員、裁判官のみにみられる個別的傾向ではなく、法律の専門的知識を有しない裁判員が關与する裁判員裁判一般に通ずる傾向であると思われる。本判決に示され

た刑事上の基本原則の無視は、被疑者、被告人の人権保障、適正手続の保障のために積み上げられてきた刑事司法の歴史を後退させるものであり到底容認できない。

4 当部会は、二〇一二年二月に「裁判員制度の三年後『見直し』」に向けた提言（『青年法律家』号外）を公表したが、その中で裁判員の量刑關与について、「裁判員に刑の量定まで行わせる現行制度は、裁判員裁判の実情を考慮した上で、十分な再検討を要するといふべきである。」と指摘し、その中で以下のように述べた。

① 第一に、刑の量定という作業は、刑事政策に關する専門的知見と経験を要する総合的判断であり、一般国民の社会生活とはかけ離れた課題であり、裁判員にはなじみにくい作業であると言へること。特に、我が国の刑法は法定刑の幅が著しく広いことに特徴があり、そうした法制度の下で刑事裁判や刑事政策に關して素人である裁判員が量刑まで行うことには、相当な無理があることが指摘されてきたこと。

② 第二に、裁判員制度の趣旨が「国民の健全な社会常識（あるいは市民感覚）を裁判に反映させる」ことにあるとすると、そこでの「市民感覚」とは、ともすれば、処罰感情や被害感情を量刑に反映させることを意味することになりかねな

いこと。

本判決は、当部会が指摘した上記の懸念が杞憂でないことを、図らずも示したものと見える。

裁判員制度施行三年経過を受けて、裁判員制度の検証が各方面で行われているが、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本判決において顕在化した裁判員裁判の問題を含めて、被疑者、被告人の人権保障の観点からの抜本的改善を求めていく。

二〇二二年二月八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回 常任委員会

草津で会いましょう！

青法協弁学会合同部会第四回常任委員会を開催します。今回は、六五期・新六五期の新人会員も参加していただく「拡大常任委員会」です。ぜひご参加下さい。

□と き 三月一日午後二時半～二日正午まで

□と ころ 会議・懇親会・宿泊 草津温泉ホテル&スパリゾート 中沢ヴィレッジ
(電話) 0279-18813232 FAX 0279-18814513

*地元企画 「若い弁護士に伝えたいこと―ハンセン病問題を通して(仮)」 講師 笹 雄二さん
*オプショナルツアーとして「栗生楽泉園を訪ねる」を行います。

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)
まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼年末に総選挙を経ての新年です。新たな国会の構成は、改憲を公約とする自民党が多数(自公で三分の二)を占めた上、野党「第三極」を含めて改憲を掲げる勢力が拡大しています。▼沖縄では普天間基地移転問題もオスプレイ配備も解決せず、そこに自衛隊の「国防軍」格上げ構想。尖閣諸島や竹島の紛争ではにわか「強硬論」が人気を得ているようです(もつとも最近では、右側のこうした論調を「平和ボケ」と評するそうです)。

▼改憲論では、九条二項削除論に加えて、憲法九六条(改憲条項)の改正先行論など、今年には改憲論議がまさに危機的な水準に至ることは間違いないでしょう。▼五十余年前に改憲勢力の台頭に対抗して設立された青法協の役割も、今年には否応なくさらに重要なものになるでしょう。青年法律家の紙面も、従来の紙面以上に、改憲問題への対応に取り組んでいく必要がありそうです。司法改革問題、震災・原発問題に加えて、ますます忙しい一年になりそうですが、本年も宜しくお願い申し上げます。

(米倉 勉)